

税のギ・モ・ン

**Q1 転入してから1年以内なので
住民税は納めなくてもいいですか？**

A1 住民税は転入してからの期間ではなく、住民票が1月1日時点で登録されているところで課税されます。



Q2 帰国しますが、納税しないといけませんか？

A2 はい。
納税通知書により決定している税金については納付してください。金額がわからない場合や納付書がない場合にはお問い合わせください。

Q3 税金の使い道は？

A3 身近な使い道



税金はみなさんの安全を守る警察や消防、道路や水道の整備といった「みんなの役立つ活動」や年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」に使われます。これらの公的サービスにはたくさんのお金が必要となるので、それを出し合って負担するのが税金です。

Q4 納税しないといけない理由は何ですか？

A4 わたしたちの暮らしを支えるために「税金」は、みなさんから広く公平に納めていただくことが必要です。このことは、『憲法』にも国民の義務の一つとして書かれています。

日本国憲法第30条
国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

税金は、私たちの日々の生活と密接にかかわりを持ち、私たちの生活を支えているりん。
税金から受けるサービスによって私たちの生活は支えられ、快適な生活を送ることができるりん。
みなさん一人一人の税金がとても大切だりん。ご理解とご協力をお願いしますりん。



税金の計算に関すること 税務課：0778-22-3014
税金を納めること 収納課：0778-22-3015
通訳対応（ポルトガル・中国） 窓口サービス課：0778-22-3396
開庁時間：月曜日～金曜日（土日祝日は除く） 8：30～17：15
※ベトナム語は 水・木 9：00～16：45